

1. 精神障害の労災認定基準が見直されました～うつ病など精神障害の認定基準が分かりやすく

平成 23 年 12 月 26 日に、精神障害の労災認定の新しい基準が厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛てに通知され、今まであった認定基準がより分かりやすくなりました。これは近年、精神障害の労災請求件数が大幅に増加していることや、認定の審査に平均で8.6カ月と長期間を要していたからです。これまでに比べ、わかりやすいストレスの強度の評価を導入して「強」「中」「弱」の三段階に区分したり、評価期間は原則6カ月以内でみていたところを、いじめやセクハラのように繰り返される行為については、その全期間の心理的な負荷を評価することとなりました。また、判定はすべて精神科医が行っていたのを、判断が難しい事案のみに限定したことです。特に、長時間労働については、発病日から起算した直前の1か月間におおむね 160 時間を超える時間外労働を行った場合等には、極度の長時間労働をただけで心理的負荷の総合評価を「強」とするとしており、会社は今まで以上に過重労働への具体的対策が求められるようになります。

そして、これにより考えられるのが、労災申請を本人が請求するケースも増えてくるのではないかとことです。労災手続きは、本人が行うこともでき、その場合は、事業主が直接関係するものではありませんが、調査段階で監督署より会社に、勤務実績の資料や、就業状況の報告書の提出を求められます。こういったときに、労災手続きへの不誠実な対応は本人や親族から会社に対して安全配慮義務違反として民事上の損害賠償を提訴がなされることもありますから、会社側としては慎重な対応が必要です。何よりも、精神障害の労働者を出さないために、事前の対策をしていくことが、大切ですね。

<精神障害による労災認定についての認定要件>

以下、すべての要件を満たすことが求められます。

- ① 対象疾病を発病していること
- ② 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
- ③ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

2. 建設業の社会保険加入

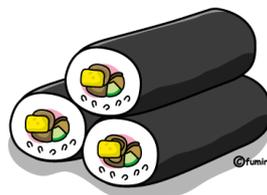
現在国土交通省には、建設業を対象とした「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」が設置されています。この検討会は、建設技能者の処遇改善による人材確保等を目的として設置されたもので、検討する課題としては、建設業許可・更新時の保険加入状況の確認・指導や、公共工事の参加に必要となる経営事項審査(経審)の厳格化等があります。先日開かれた検討会では、国交省の案が示され、建設業法施行規則を改正し、許可・更新申請の添付書類として、保険加入の有無や加入者数などを記載した書類を追加し、加入状況を確認するとしています。また、未加入事業者には文書により指導を行い、なお一定期間経過後も未加入の場合は、都道府県労働局や年金事務所などの保険担当部局に通報するとのこと。ここで、新たに添付する書類には、雇用保険の保険関係成立届や健康保険・厚生年金保険の新規事業所適用届、保険料納入証明書等が想定されているようです。

また、経審については、保険加入状況をこれまでより重視する方向で検討が行われ、雇用保険と健康保険・厚生年金保険に未加入の場合の減点幅の拡大や、健康保険と厚生年金保険を分けて減点する等の案が検討されているようです。

検討会は今後も開催され、具体策はそこでの検討を踏まえて決定されるので現在はあくまで案ではありますが、大まかな方向性が上記と変わることはないでしょう。なお具体的には来年4月に関係する政省令・告示を改正し、夏の施行を目指すとしています。

● 編集後記 ●

毎年1月に東京ドームで行われている「ふるさと祭り」。今年は2回も行きました。全国のご当地グルメを食べながら、お祭ステージで日本の有名なお祭りの秋田の竿灯、弘前のねぶた、青森のねぶた、高知のよさこい、沖縄のエイサー、そして高円寺の阿波踊りを見ました。特に秋田の竿灯は、意表を突いたもので心に強く残りました。単にたくさんポンポリに火を灯して歩くだけかと思いきや、熟練の持ち手達が肩や腰や手のひらやらにのせて巧みな技をみせてくれ、太神楽(だいかぐら)のようでした。本場に行かずともお祭りやうまいものが楽しめます！毎年やっていますので、おすすめです。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-33-7-701
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)